

至誠館大学倫理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学学則第7条に基づき、至誠館大学倫理委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、至誠館大学（以下「大学」という。）において、人文社会系、健康・スポーツ科学等の人間を直接対象とした教育、研究、地域活動等（以下「研究活動等」という。）が、ヘルシンキ宣言の趣旨に則して倫理的に実践されることを目的とする。

(審査の対象)

第3条 委員会は、人間を直接の対象とする研究に関して、大学の教員から申請された研究計画の内容を、次の各号に掲げる事項に留意して、審査を行うものとする。

- (1) 研究活動等の対象となる者（以下「対象者」という。）の人権の擁護のための配慮
- (2) 対象者（必要のある場合にはその家族等を含む。）に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究活動等によって生ずる対象者への不利益及び危険性に対する配慮

2 委員会は、申請がない研究計画についても必要と認めたときはその申請を求めることができる。

(組織)

第4条 委員会は大学の教育職員若干名をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、大学の教育職員以外の学識経験者若干名を加えることができる。

3 委員は、学部長が指名する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学部長が指名する。副委員長は委員長が委員のうちから指名する。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、審査の判定は、出席者の過半数によって決する。

2 委員は、自己の研究計画に係る審査に参加することはできない。

(申請の手続)

第8条 研究計画の審査を申請しようとする者は、審査申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し、必要な場合は同意書（様式自由）を添えて、委員長に提出しなければならない。

(審査の判定)

第9条 審査の判定は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

2 承認、条件付承認の場合は、研究活動等を実施することができる。ただし、条件付承認の場合は、委員会の指示した条件に従わなければならない。

3 委員長は、判定結果を学長に報告しなければならない。

4 学長が必要と認める場合は、判定結果を公表することができる。

(判定の通知)

第10条 委員長は、審査後速やかにその判定を、審査結果通知書(別紙様式2)により申請者に通知しなければならない。

2 前項の通知に当たって、審査判定が、前条第1項第3号、第4号又は第5号の場合は、その理由を記載しなければならない。

(再審査)

第11条 申請者は、審査の判定結果に対し異義のある場合は、審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して2週間以内に再審査を請求することができる。

2 再審査の請求は、別紙様式3の再審査申請書により行わなければならない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

制 定 平成21年10月 1日 (制定)

この規程の施行により、最初に指名された委員の任期は平成23年3月31日までとする。

改 正 平成26年 4月 1日 (第1回改正)

平成31年 4月 1日 (第2回改正)

令和 4年11月 1日 (第3回改正)

令和 6年 4月 1日 (第4回改正)

受付番号

至誠館大学倫理委員会審査申請書

令和 年 月 日

至誠館大学倫理委員会委員長 殿

申請者
所 属
職 名

至誠館大学倫理委員会規程に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 研究課題名	
2. 研究活動等の期間	倫理委員会承認後 ~ 令和 年 月 日
3. 研究責任者	(所属)
4. 共同研究者	(所属)
5. 研究活動等の概要 (1) 研究活動等の目的 (2) 実施方法	
6. 実施対象及び実施場所 (1) 実施対象 (2) 実施場所、所要時間等	

7. 精神的、身体的苦痛等が生じる恐れのある場合、その内容及びそれらに対する配慮、対象者の拘束時間が長くなる場合、途中の休憩確保や時間短縮の工夫を記載してください。

8. 研究活動等における倫理的配慮

(1) 研究活動等の対象となる者（以下「対象者」という。）の人権の擁護（個人情報の守秘義務等）のための配慮

(2) 対象者（必要のある場合にはその家族等を含む。）に理解を求め同意を得る方法

(3) 研究活動等によって生ずる対象者への不利益及び危険性に対する配慮

9. その他

(1) 書類、電子ファイルの保管場所、管理方法、廃棄方法、廃棄時期等

(2) 研究活動等の結果の公表予定

備考 審査申請書の記載に関しては、次の点に留意すること。

1. 各項目の記載は、できるだけ具体的かつ詳細に行うこと。
2. 研究計画書があれば、それを添付することをもって項目5、6、7に代えることができる。

至誠館大学倫理委員会審査結果通知書

令和 年 月 日

殿

至誠館大学長

印

令和 年度第 回委員会（令和 年 月 日開催）において審査の結果、下記のとおり判定されましたので、通知いたします。

記

1. 受付番号	
2. 研究課題名	
3. 研究責任者	(所属)
4. 判定	承認 条件付承認 変更の勧告 不承認 非該当
条件付承認、変更の勧告、不承認、非該当の理由等	

受付番号

至誠館大学倫理委員会再審査申請書

令和 年 月 日

至誠館大学長 殿

申請者 所属
氏名 印

至誠館大学倫理委員会規程に基づき、下記のとおり再審査を申請します。

記

1. 研究課題名	
2. 研究責任者	(所属)
3. 判定	
(審査結果通知受領日)	令和 年 月 日
再審査申請の理由	